

南伊豆町木造住宅耐震改修助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内において南伊豆町木造住宅耐震改修助成事業を実施する所有者又は居住者(以下「所有者等」という。)に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、[南伊豆町補助金の交付等に関する規則\(平成17年規則第1号\)](#)及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 南伊豆町木造住宅耐震改修助成事業 昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅及び同日において建築中であった木造住宅の耐震補強計画策定及び耐震補強工事を同一年度に連続して実施する事業のうち、[南伊豆町木造住宅補強計画策定事業費補助金交付要綱\(平成20年要綱第10号\)](#)又は[南伊豆町木造住宅耐震補強助成事業費補助金交付要綱\(平成19年要綱第19号\)](#)の規定による補助金の交付を受けていないもの
- (2) 木造住宅 居住のために継続して利用する木造建築物。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。
- (3) 耐震補強計画 耐震評点が1.0未満と判定された既存木造住宅を耐震評点を1.0以上の既存木造住宅とする補強計画(耐震評点が0.3以上向上する補強計画に限る。)で、建築士事務所に属する静岡県耐震診断補強相談士が次のいずれかの方法により算定した補強計画
 - ア 「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」(平成18年1月25日付け国土交通省告示184号)の別添の指針による方針(国土交通大臣がこれと同等以上と認める方法を含む。)
 - イ 財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」
 - ウ 新工法を採用する等ア及びイの方法による算定が困難な場合は、ア及びイと同等以上の効果が認められるもの
- (4) 耐震補強工事 耐震補強計画に基づく補強工事

(補助の対象及び補助金の額)

第3条 補助の対象は、木造住宅の所有者等が行う南伊豆町木造住宅耐震改修助成事業に要する経費とし、補助金の額は、耐震補強工事費の8割(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)と100万円(高齢者等が居住する住宅(借家を除く。)にあっては120万円)とを比較して、いずれか少ない額とする。

2 前項に規定する高齢者等が居住する住宅(借家を除く。)は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 65歳以上の者(補助金交付申請年度内に65歳に達する者を含む。次号において同じ。)のみが居住するもの
- (2) 65歳以上の者のほか、15歳未満の者又は18歳未満で就学している者のみが居住するもの
- (3) 身体障害者手帳の交付を受け、身体障害程度等級が1級又は2級の者が居住するもの
- (4) [介護保険法\(平成9年法律第123号\)第7条第3項](#)に規定する要介護者又は[同条第4項](#)に規定する要支援者が居住するもの
- (5) 療養手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が居住するもの

関連情報

(交付の申請及び決定)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、南伊豆町木造住宅耐震改修助成事業補助金交付申請書([様式第1号](#))に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 案内図
- (2) 耐震補強工事予定建築物の配置図及び各階平面図

- (3) 昭和56年5月31日以前に建築及び同日において工事中であったことを証明する書類
 - (4) 当該建築物の所有者を証明する書類
 - (5) 耐震診断結果報告書
 - (6) 耐震補強計画策定に要する経費の見積書
 - (7) 耐震補強工事に要する経費の見積書(概算金額でも可)
 - (8) 静岡県耐震診断補強相談士登録証の写し
 - (9) その他町長が必要と認めるもの
- 2 町長は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査し、適当と認めるときは、南伊豆町木造住宅耐震改修助成事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(設計の確認)

- 第5条 前条第2項の通知を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、耐震補強計画の策定が完了したときは、南伊豆町木造住宅耐震補強計画確認依頼書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。
- (1) 耐震診断結果報告書
 - (2) 耐震補強計画結果報告書
 - (3) 耐震補強計画平面図
 - (4) 耐震補強工事に要する経費の見積書(補強計画に基づく詳細見積り)
 - (5) その他町長が必要と認めるもの
- 2 町長は、前項の耐震補強計画を確認後、交付決定者へ南伊豆町木造住宅設計内容確認結果通知書(様式第4号)を通知するものとする。
- 3 交付決定者は、前項の設計内容確認結果通知書を受けた後、耐震補強工事を実施するものとする。

(計画の変更等)

- 第6条 交付決定者は、南伊豆町木造住宅耐震改修助成事業が次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ南伊豆町木造住宅耐震改修助成事業計画変更承認申請書(様式第5号)に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。
- (1) 施行箇所及び施工方法の変更(耐震補強計画の変更を含む。)
 - (2) 補助金の額の変更
- 2 町長は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査し、適当と認めるときは、南伊豆町木造住宅耐震改修助成事業計画変更承認通知書(様式第6号)により交付決定者に通知するものとする。

(計画の遅滞等)

- 第7条 交付決定者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに南伊豆町木造住宅耐震改修助成事業計画遅滞等報告書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。
- 2 町長は、前項に規定する報告書を受理したときは、指示書(様式第8号)により交付決定者に指示するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

- 第8条 交付決定者は、補助事業の中止又は廃止をしようとする場合は、南伊豆町木造住宅耐震改修助成事業計画中止(廃止)届(様式第9号)を町長に提出しなければならない。

(実績報告)

- 第9条 交付決定者は、補助事業等が完了したときは、南伊豆町木造住宅耐震改修助成事業完了実績報告書(様式第10号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 補強工事結果報告書
- (2) 施工箇所ごとの施工状況の分かる写真
- (3) 耐震補強計画の策定経費及び耐震補強工事の経費の領収書の写し
- (4) その他町長が必要と認めるもの

2 前項の規定による報告は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定があった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(交付の確定)

第10条 町長は、前条第1項の規定による報告を受けた場合は、速やかに検査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、南伊豆町木造住宅耐震改修助成事業補助金交付確定通知書(様式第11号)により交付決定者に通知するものとする。

(請求)

第11条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けた日から起算して10日以内に、南伊豆町木造住宅耐震改修助成事業補助金交付請求書(様式第12号)を町長に提出しなければならない。

(取消し)

第12条 町長は、交付決定者が次のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 当該補助対象事業以外の目的に使用したとき。
- (2) 提出した書類に虚偽の事項を記載又は不正な行為があったとき。

(返還)

第13条 町長は、偽りその他不正な行為により補助金の交付を受けた者に対し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

(書類の整理等)

第14条 交付決定者は、補助金の収支に関する帳簿を備えるとともに、領収書等関係書類を整理しなければならない。

2 交付決定者は、前項の帳簿及び領収書等関係書類を補助金の交付を受けた年度の終了後、5年間保管しなければならない。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。